

業務用休日エコノミー電力A

(選択供給条件)

2026年11月1日 実施

九州電力株式会社

業務用休日エコノミー電力 A

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	選択供給条件の変更	1
3	契 約 電 力	2
4	季節区分および休日平日区分	2
5	料 金	2
6	使用電力量の算定	3
7	契 約 期 間	3
8	そ の 他	4
附	則	6
別	表	8

1 適 用 範 囲

この選択供給条件は、標準供給条件の業務用電力の適用範囲に該当するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 選択供給条件の変更

- (1) 当社は、契約期間中であっても、次の場合には、この選択供給条件を変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の選択供給条件によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) (1)の場合、当社は、選択供給条件の変更内容について、書面の交付または電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (3) お客さまは、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の業務用電力に準じて定めます。

4 季節区分および休日平日区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 休日平日区分は、次のとおりといたします。

イ 休 日

別表（休日）に定める日をいいます。

ロ 平 日

休日以外の日をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバー

サルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

(1) 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める業務用休日エコノミー電力A料金表のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（8〔その他〕(3)の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。

(2) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の業務用電力に準ずるものいたします。

6 使用電力量の算定

料金の算定期間の休日平日別の使用電力量は、休日平日別に標準供給条件22（使用電力量等の算定）に準じて算定するものいたします。

7 契 約 期 間

(1) 契約期間は、料金適用開始の日（需給契約の変更にかかる料金適用開始の日を含みます。）以降1年目の日までいたします。

(2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間を契約期間満了の日の翌日から1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものいたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

(3) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)および(2)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定め

る離島等供給が開始される日の前日といたします。

- (4) 契約期間満了に先だって、原則として標準供給条件またはこの選択供給条件以外の選択供給条件に需給契約を変更することはできません。

8 そ の 他

- (1) この選択供給条件またはこの選択供給条件以外の選択供給条件から標準供給条件に変更された後1年に満たないお客さまについては、この選択供給条件を適用いたしません。
- (2) 標準供給条件の業務用自家発補給電力とあわせて電気の供給を受ける場合の基準の電力は、業務用自家発補給電力に準ずるものといたします。この場合の基準の電力は、休日平日別に定めるものといたします。
- (3) お客さまが希望される場合は、標準供給条件の業務用電力に準じ、標準供給条件の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、標準供給条件の予備電力に定めるものといたします。

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧に換算するための損失率（3パーセントといたします。）で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

- (4) お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後、1年に満たないで需給契約が消滅する場合または契約電力を減少しようとする場合は、標準供給条件⁴¹（需給開始後の需給契約の消滅または変更にと

もなう料金および工事費の精算) に準じて精算いたします。

なお、この場合、休日平日別の使用電力量は、臨時電力を適用する部分の契約電力とそれ以外の契約電力の比であん分したものといたします。

- (5) この選択供給条件に定めのない事項については、標準供給条件を準用するものといたします。

1 実 施 期 日

この選択供給条件は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の特別措置

(1) 適 用 範 囲

蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、当社との協議が整った場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 時 間 帯 区 分

イ 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、5（料金）によって算定された金額から(4)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(4) 蓄 熱 割 引 額

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その1月の蓄熱電力量} \times \left[\begin{array}{l} 5（料金）(1)の夏季もしくは \\ \text{その他季休日料金または一単} \end{array} \right] \begin{array}{l} (5)の蓄熱 \\ \text{価} \end{array}$$

この場合、夏季休日の蓄熱電力量には、5（料金）(1)の夏季休日料金を、夏季平日の蓄熱電力量には、5（料金）(1)の夏季平日料金を、その

他季休日の蓄熱電力量には、5（料金）(1)のその他季休日料金を、その他季平日の蓄熱電力量には、5（料金）(1)のその他季平日料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の夏季およびその他季の蓄熱電力量は、その1月の夏季およびその他季の使用電力量の比であん分してえた値といたします。また、その1月に休日および平日の蓄熱電力量がともに含まれる場合には、その1月の休日および平日の蓄熱電力量は、その1月の休日および平日の使用電力量の比であん分してえた値といたします。

(5) 蓄 熱 単 価

蓄熱単価は、別に定める業務用休日エコノミー電力A料金表のとおりといたします。

(6) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合は、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。ただし、蓄熱調整契約附則4（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いに関する特別措置）(2)ハの割引単価については、別に定める業務用休日エコノミー電力A料金表のとおりといたします。

(7) その他の事項については、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

別 表

(休 日)

この選択供給条件において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

4 月 30 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日